

ユニバーサルデザイン推進補助金の御案内

陸前高田市では、高齢者等が使いやすい店舗の整備を推進するため、「陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金」の交付制度を制定しています。

ユニバーサルデザインに配慮した店舗等の整備に要する経費に対し、50万円を限度に補助金を交付しますので、補助を受けられたい場合は、店舗等の整備前に下記により申請手続きをお願いします。

※店舗等の整備後の申請は認められませんので、ご注意ください。

1 補助対象者

- ・ユニバーサルデザインに合致した施設・設備等の整備（新築・改築、購入等）を行い、「ユニバーサルデザインのお店」認証を受けようとする市内の事業者。

2 要件

- ・補助対象者がユニバーサルデザインの基準に適合した店舗等整備を行うこと。
- ・ユニバーサルデザインのお店認証を受けること。
- ・納期の到来した市税を完納していること。

3 補助対象経費

- ・ユニバーサルデザインに必要な整備内容（別表1）で、所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第7号までに掲げる資産（別表2）の整備に要する経費。

4 補助額

- ・限度額50万円（補助率2/3、千円未満の端数切捨て）

5 対象期間

- ・原則、年度内に施設・設備等を整備し、事業を完了すること。

6 申請書類

- ・下記の書類を商政課まで提出してください。
- ・申請受付は[令和7年1月31日（金）まで](#)とします。
 - 陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金交付申請書（様式第1号）
（添付書類）
 - ・建築確認済証及び建築確認申請書写し
 - ・工事契約書、見積書、図面等の写し
 - ・備品の場合は仕様書

7 交付決定

- ・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

8 補助金の請求・支払

- ・補助事業を完了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。
 - 陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金実績報告書（様式第5号）
（添付書類）・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
・ユニバーサルデザイン認証のお店認証書
 - 陸前高田市ユニバーサルデザイン推進補助金請求書（様式第6号）
（添付書類）・通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写し

（お問合せ） 〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地
地域振興部商政課 TEL 54-2111（内線 423）

【別表 1】 補助対象経費

下記のいずれかの整備に要する経費

① 移動の時		基準に基づく整備内容	
工事費用等	入 口	<input type="checkbox"/> 段差解消の整備 <input type="checkbox"/> 勾配が1/2以下のスロープ設置	
	扉	<input type="checkbox"/> 高齢者等に身体の負担が伴わない形状の入口扉の設置 (自動扉、引き戸等)	
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 140cm角以上のエレベーターの設置	
	通 路 (主要な通路)	<input type="checkbox"/> 80cm以上の通路幅の整備 <input type="checkbox"/> 2cm以上の段差解消の整備	
② 利用の時		基準に基づく整備内容	
備品購入費用等	飲食店	椅子	<input type="checkbox"/> 高さが40cm以上50cm以下のもの <input type="checkbox"/> 可動式のもの
		机	<input type="checkbox"/> 高さが60cm以上80cm以下のもの
		カウンター等	<input type="checkbox"/> 高さが70cm以上100cm以下のもの
	物販店	商品棚	<input type="checkbox"/> 高さが50cm以上150cm以下のもの
		レジカウンター	<input type="checkbox"/> 高さが70cm以上100cm以下のもの
	窓口店	カウンター等 (対応用のもの)	<input type="checkbox"/> 高さが60cm以上75cm以下のもの
椅子 (対応用のもの)		<input type="checkbox"/> 可動式のもの	

※単価5万円以上のものに限る

【別表 2】 所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第7号に掲げる資産

所得税法施行令第6条	第 1 号	建物及びその附属設備 (建物に附属する設備)
	第 2 号	構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物)
	第 3 号	機械及び装置
	第 7 号	工具、器具及び備品